

第3号議案

東北東京間連系線に係わる計画策定プロセスにおける 電気供給事業者への要請文送付について

(案)

東北東京間連系線に係わる計画策定プロセスへ提起又は応募した電気供給事業者に対し、下記のとおり計画策定プロセス参加の継続に関する要請文を送付するとともに、参加の継続意思の確認等を行うこととしたい。

記

1. 目的

東北東京間連系線に係わる計画策定プロセスに提起又は応募した電気供給事業者に対し、取り下げによる計画策定プロセスに与える影響も記載した計画策定プロセス参加の継続に関する要請文を送付するとともに、参加の継続意思の確認を行い、実施案及び事業実施主体の公募へ反映する。

また、短工期で実施できる対策の希望の有無等を確認する。

2. 対象事業者

東北東京間連系線に係わる計画策定プロセスに提起又は応募した電気供給事業者
(15 社)

3. 実施方法

別紙による

別紙：東北東京間連系線に係わる計画策定プロセスに関する要請

以 上

【電気供給事業者（名称を記載）】御中

電力広域的運営推進機関

東北東京間連系線に係わる計画策定プロセスに関する要請

当機関は、東北東京間連系線に係わる計画策定プロセス（以下「本プロセス」といいます。）において、送配電等業務指針第31条第1項に基づき、広域的な電力取引により東北東京間連系線の利用を拡大しようとする電気供給事業者の募集を実施し、多数の電気供給事業者から応募をいただきました。

そして、当機関は、電気供給事業者の提起及び応募の内容を踏まえ、平成27年9月30日、広域系統整備の基本要件を決定いたしました。

この点、送配電等業務指針においては、基本要件の決定後であっても、計画策定プロセスの提起者又は応募者は、当機関に対し、具体的な理由を記載した書面を提出することにより、受益者及び費用負担割合を決定するまでの間は、計画策定プロセスの提起又は応募を取り下げることが可能となっております（同指針第25条第3項及び第31条第4項）。

しかし、基本要件の決定後に、本プロセスの提起又は応募の取下げが行われた場合には、広域系統整備の基本要件の再検討が必要となる場合があります。特に実施案・事業実施主体の募集開始後に基本要件の再検討が必要となった場合、本プロセスが大幅に遅延する可能性があるとともに、費用負担額の見込みに変動が生じ、本プロセスに参加する他の電気供給事業者の事業計画やファイナンスの見通しに多大な影響を与えるおそれがあります。

このため、当機関としては、本プロセスに提起又は応募いただいた電気供給事業者に対し、実施案・事業実施主体の募集開始後は、安易に本プロセスの提起又は応募の取下げを行わないよう要請するとともに、実施案・事業実施主体の募集に先立ち、引き続き本プロセスに参加する意思を継続されるか否か（費用負担意思の有無を含む。）を確認させていただきたく存じます。また、あわせて、運用容量拡大のための短工期で実施できる運用及び設備対策（以下「短工期対策」といいます。）の希望の有無その他の必要事項の調査をさせていただければと存じます。

つきましては、添付書類1のご説明書をご確認頂き、添付書類2の回答書（様式）にて、本プロセスへの参加の継続意思及び短工期対策の希望の有無等をご回答ください。

なお、やむを得ず本プロセスの提起若しくは応募を取り下げられる場合又は提起若しくは応募いただいた計画（電力取引の量、希望時期等）を変更される場合には、速やかに当機関へ具体的な理由を記載した書面を提出していただくようお願いいたします。

添付書類1：ご説明書

添付書類2：回答書（様式）

以 上

東北東京間連系線に係わる計画策定プロセスへの参加の継続意思及び 運用容量拡大のための短工期対策の希望の有無等の調査に関するご説明書

第 1 調査内容

1. 本プロセスへの参加の継続意思について

基本要件の再検討等による東北東京間連系線に係わる計画策定プロセス（以下「本プロセス」といいます。）の遅延等を回避するため、実施案・事業実施主体の募集に先立ち、引き続き本プロセスに参加する意思を継続されるか否か（費用負担意思の有無を含む。）を確認させていただきたく存じます。

つきましては、下記（１）から（４）及び別紙「東北東京間連系線に係る広域系統整備計画 基本要件及び受益者の範囲」をご確認の上、本プロセスへの参加を継続されるか否かをご検討の上、ご回答ください。

記

（１）現時点で想定される費用負担額の見通し

9. 5 千円程度／kW（見込み（現時点における試算））

ただし、実施案の内容によっては工事費が変動する可能性がある。

（２）対策工事の竣工予定時期

2023～2027 年度を目標

ただし、用地交渉等により相当程度工期が変動する可能性がある。

（３）費用負担を行った場合の連系線利用の取扱い

- ・連系線容量を先行的に登録できる。
- ・連系線同時建設電源からの電力受給又は振替供給に係る契約を、当該契約が継続する限り、長期安定的に容量確保すべき契約として認定する（なお、契約認定を受けた場合、混雑処理での抑制順位が後位に取り扱われる）。

※ なお、現行の広域機関ルールにおいては、費用負担の有無にかかわらず、長期計画として10年目まで容量登録が可能（11年目以降も容量登録の更新は可能）としているが、連系線の効率的な利用のため、空おさえは禁止している。

（４）本プロセスに基づく連系線の増強工事によって新たに生じた空容量の取扱いについては今後検討予定。

2. 短工期対策の希望の有無

当機関は、運用容量拡大のための短工期で実施できる運用及び設備対策（以下「短工期対策」といいます）を検討しましたが、現時点では有効な短工期対策を実施できるとの判断に至っておりません（第4回広域系統整備委員会資料1—14～31頁参照）。

このような状況ではありますが、当機関としては、本プロセスに提起又は応募いただいた電気供給事業者が短工期対策の検討を希望される場合には、短工期対策の可能性について検討いたします。

そこで、運用容量拡大のための短工期対策を希望されるかどうかにつきご検討いただきたく存じます。ただし、短工期対策の実施にあたっては、以下の①から④の事項をご了承いただくことが前提となりますので、ご理解の上、短工期対策の実施の希望の申出を行っていただくようお願いいたします。

- ① 短工期対策は恒久対策が講じられるまでの暫定対策とすること
- ② 短工期対策に係る費用は、原則として、短工期対策を希望する事業者の特定負担とすること
- ③ 短工期対策を実施することによって、故障時などにおいて、系統運用上、即座に系統からの切り離しや稼働を行うための指令又は系統安定化システムによる制御が必要となる場合、当該指令又は制御を無条件に受け入れること
- ④ 短工期対策を実施することによって、第三者の電源に電源制限されるリスクが拡大する等、第三者に損害が生じる可能性がある場合には、短工期対策を実施することについて、当該第三者の同意があること

3. その他（系統アクセス工事及び発電所建設の進捗状況）

本プロセスに参加している電気供給事業者の系統アクセス工事及び発電所建設の進捗状況を確認させていただきたく存じます。

第2 回答方法等

1. 回答方法

添付書類2による

2. 回答期限

平成27年11月24日（火）

第3 留意事項

- ・本プロセスへの提起又は応募を取り下げる場合には、具体的な理由を記載した書面の提出が必要となります。
- ・短工期対策については、検討結果により、事業者の希望に添えない場合があります。また、必要により個別にヒアリング等を実施する場合があります。

第4 問合せ先

電力広域的運営推進機関 計画部 伊藤、竹下

（電話：03-6632-0903、E-Mail:takeshita-m@occto.or.jp）

以 上

平成 年 月 日

電力広域的運営推進機関 御中

広域的な電力取引の拡大を希望する電気供給事業者
所在地

名称及び代表者の氏名

[印]

**東北東京間連系線に係わる計画策定プロセスへの参加の継続意思及び
運用容量拡大のための短工期対策の希望の有無等の調査に対するご回答（様式）**

当社は、貴機関の平成 27 年 10 月●日付「東北東京間連系線に係わる計画策定プロセスに関する要請」（以下「本要請書」といいます。）に基づく調査に対し、下記のとおり、ご回答いたします。

記

1. 提起又は応募に関わる取引の計画等の内容

発電所名	発電設備設置場所	電力取引の量	供給先エリア	広域的な電力取引 の拡大希望時期
		変更前： k W 変更後： k W	変更前： 変更後：	平成 年 月

2. 本計画策定プロセスへの参加の継続意思（費用負担意思を含む）

あり なし※¹

「あり」の場合の希望事項等

※1：「なし」の場合、別途速やかに提起又は応募の取下げの手続をお願いします。

3. 短工期対策の希望

あり※² なし

※2：「あり」の場合、本要請書添付書類1「東北東京間連系線に係わる計画策定プロセスへの参加の継続意思及び運用容量拡大のための短工期対策の希望の有無等の調査に関するご説明書」第1の2. 記載の①から④の事項を了承いただいたものとみなします。

(「あり」の場合)

- (1) 第三者の電源に電源制限されるリスクの拡大等が伴う対策の希望
あり なし
- (2) 費用負担の意思のある上限金額の目安 (恒久対策分を除く) ※³
(千円 / kW)
- (3) 短工期対策の実施希望期限※⁴
(平成 年 月)
- (4) 必要とする電力取引の量を確保できない場合、最低限希望する量
(kW)
- (5) その他希望事項等

※³ : 短工期対策の費用負担は、原則として、希望する事業者の特定負担となり、恒久対策に対する費用負担とは別に必要になります。

※⁴ : 短工期対策を実施するまでの期限として、最大限お待ちできる時期を記載してください。

4. 系統アクセス工事の進捗状況・系統連系時期の見込み

① 系統連系申込： 済み、 未済

(済みの場合)

申込年月日 : 平成 年 月 日

連系希望年月日 : 平成 年 月 日

② 振替供給申込： 済み、 未済

(済みの場合)

最大受電電力 : kW

申込年月日 : 平成 年 月 日

開始年月日 : 平成 年 月 日

5. 発電所建設の進捗状況 (最新の系統アクセス工事の状況等を踏まえて記入下さい)

運用開始予定日 : 平成 年 月 日

6. 連絡先

(ア) 連絡者所属 :

(イ) 連絡者名 :

(ウ) 住所 : 〒

(エ) 電話番号 :

FAX 番号 :

(オ) 電子メールアドレス :

以 上

東北東京間連系線に係る広域系統整備計画

基本要件及び受益者の範囲

平成 2 7 年 9 月

電力広域的運営推進機関

目次

I.	はじめに	1
1.	検討開始の経緯	1
2.	計画策定プロセス開始手続き	1
II.	広域系統整備の基本要件	2
1.	増強の目的.....	2
2.	必要な増強量.....	2
3.	期待される効果	2
4.	広域系統整備が必要となる時期.....	2
5.	広域系統整備の方策	3
(1)	工事概要	3
(2)	概略ルート	4
(3)	概算工事費	4
(4)	概略所要工期.....	4
6.	今後のスケジュール	5
7.	その他	5
III.	広域系統整備の目的に照らした受益者の範囲.....	6

I. はじめに

1. 検討開始の経緯

本機関は、本年 4 月に東北東京間連系線（以下、「本連系線」という。）を活用して広域的取引拡大を希望する電気供給事業者（以下、「提起者」という。）から、本連系線の広域系統整備に関する提起を受けた。また、送配電等業務指針第 23 条第 1 項第 2 号に規定される広域的取引の環境整備に関する検討開始要件においても、長期計画の空容量において開始要件に適合している状況を確認した。

なお、本連系線については本機関発足以前の平成 27 年 2 月、一般社団法人電力系統利用協議会においても、特定電源開発者及び関係する一般電気事業者からの提起により本連系線の地域間連系線整備計画に係る検討が開始されている。同協議会が、かかる手続において本連系線の増強に関して費用負担の意思を有する事業者を募集をしたところ、500 万 kW を超える応募があり、将来的に相当規模の広域的取引拡大のニーズがあることが確認された経緯がある。

以上の状況を踏まえ、本機関は、本年 4 月より本連系線の増強に係る検討を開始し、提起者以外の他事業者の増強ニーズを探索すべく本連系線の利用を拡大しようとする電気供給事業者の募集を実施するとともに、増強対策案の具体的な検討を広域系統整備委員会にて進めてきたところである。

今次、広域系統整備委員会での議論及び評議員会の審議を踏まえ、広域系統整備の基本要件及びその系統整備の目的に照らした受益者の範囲について、以下のとおり取りまとめるものである。

2. 計画策定プロセス開始手続き

本機関は、平成 27 年 4 月 3 日、提起者から広域系統整備に関する提起を受けたところ、その提起の内容が、業務規程第 31 条第 1 項第 2 号ウに該当することから、同項の規定に基づき、広域系統整備計画の策定に向けた計画策定プロセスを平成 27 年 4 月 15 日に開始した。

【参考】業務規程

（計画策定プロセスの開始手続）

第 31 条 本機関は、第 24 条第 2 項により必要と認める場合、又は次の各号のいずれかに該当する場合、計画策定プロセスを開始する。

一 本機関が、次のア又はイの観点から送配電等業務指針で定める検討開始要件に適合すると認めたとき（略）

二 電気供給事業者より、次のアからウのいずれかの観点から、広域系統整備に関する提起があったとき

ア 安定供給 大規模災害等の場合において、電力の融通により安定供給を確保する観点

イ 広域的取引の環境整備 個別の広域的な電力取引に起因する広域連系系統の混雑等を防止し、広域的な電力取引の環境を整備する観点

ウ 電源設置 特定の電源の設置に起因した広域的な電力取引の観点（電源を設置する電気供給事業者又は当該電源から供給を受ける者からの提起の場合に限る。）

三 国から広域系統整備に関する検討の要請を受けたとき

II. 広域系統整備の基本要件

1. 増強の目的

東北東京間連系線を活用した広域的な電力取引の活性化

2. 必要な増強量

平成 33 年度以降の運用容量 570 万 kW から、550 万 kW 以上の増強（1,120 万 kW 以上）が必要である。

3. 期待される効果

広域系統整備の結果、提起者及び本連系線の利用を拡大しようとする電気供給事業者の募集に応募した事業者（以下、「提起者及び応募者」という。）の増強希望容量である 5,073,010kW の電力取引の拡大が可能となる。また、現時点において平成 33 年度以降の本連系線の東北から東京向けの空容量は 0 万 kW となっているが、今回の増強により 40 万 kW 以上の空容量の確保が可能となり、提起者及び応募者以外の電力取引の活性化及び再生可能エネルギー電源の導入にも寄与できる。

さらに、今回の増強対策の実施により、本連系線が複数ルート化されることで、連系線 1 ルートの 2 回線故障時の系統分離が解消されるなど、供給信頼度の向上が図られる。

4. 広域系統整備が必要となる時期

提起者及び応募者の事業開始希望時期が平成 29 年度から平成 35 年度であること、及び、現時点において平成 33 年度以降の本連系線の長期空容量が 0 万 kW であることを踏まえると、可能な限り早期の系統整備が必要である。

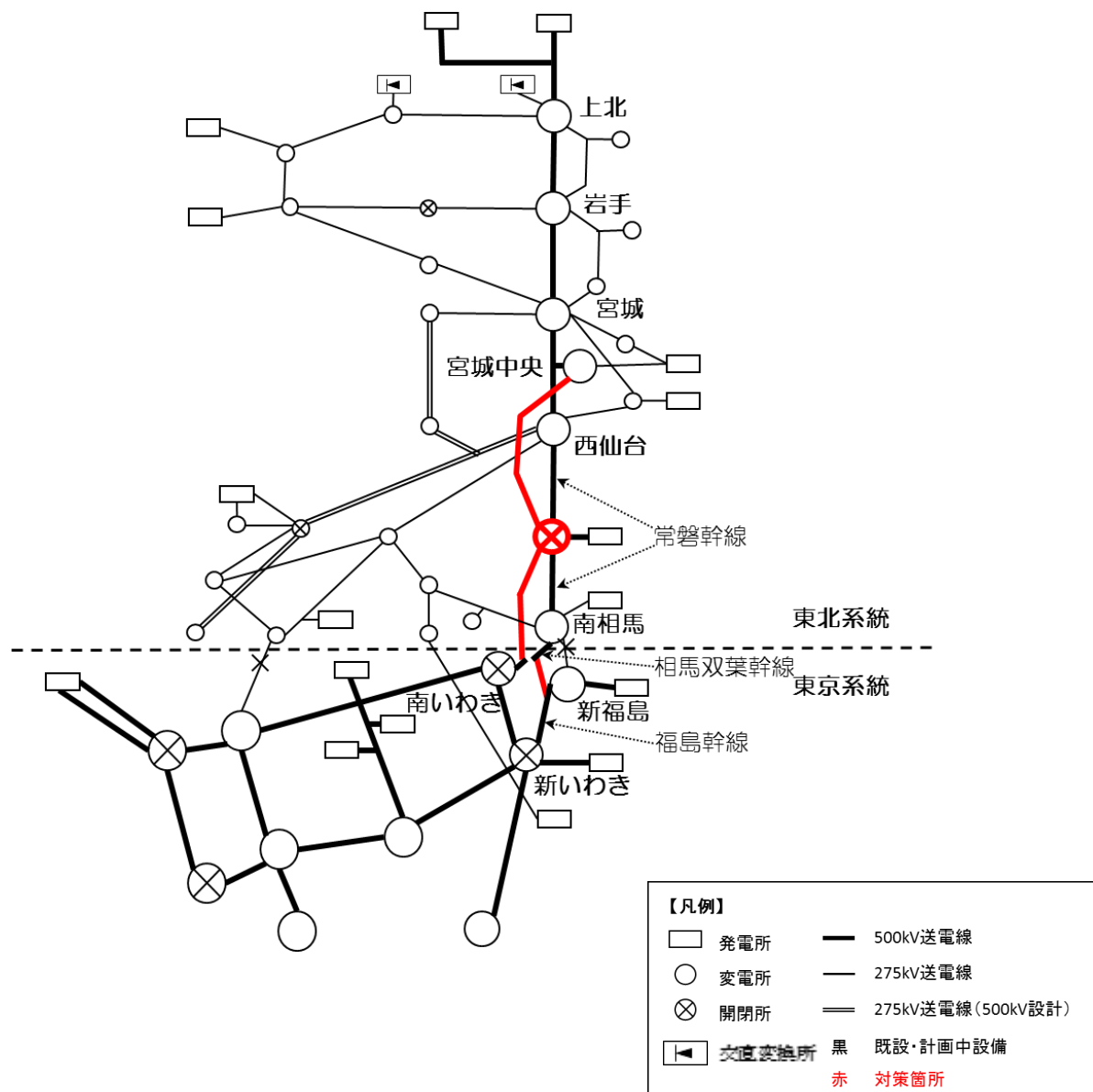
5. 広域系統整備の方策

(1) 工事概要

広域的取引活性化を目的とした増強を実現するために、現在の相馬双葉幹線とは別に、新たな送電ルート of 連系線を新設する。また、連系線の運用容量算定に影響を与える連系線の周辺基幹送電線の対策工事を合わせて実施する。主要な対策工事概要を下表に示す。

工程	対策工事概要
送電線	➤ 500kV 送電線新設 ● 南いわき開閉所近傍～新設開閉所 2 回線 60km 程度 ● 新設開閉所～宮城中央変電所 2 回線 80km 程度 ● 相馬双葉幹線接続変更地点～福島幹線 2 回線 10km 程度
開閉所	➤ 500kV 開閉所新設 ● 常磐幹線分岐箇所周辺 500kV 送電線引出口 10 回線
送電線引出口	➤ 500kV 送電線引出口増設 ● 宮城中央変電所 2 回線
その他設備	➤ 調相設備、系統安定化装置 他

(2) 概略ルート



(3) 概算工事費

1,590 億円程度

(4) 概略所要工期

前述のとおり可能な限り早期の広域系統整備が求められているものの、その対策工事としては長距離の送電線新設が必要であることから、過去の実績を踏まえ、所要工期は 7～11 年程度を目標とする。

なお、長距離の送電線工事においては、用地交渉などにより相当程度工期が変動する可能性がある。

6. 今後のスケジュール

基本要件決定後の主なスケジュールは以下のとおり。

平成 27 年 12 月	実施案及び事業実施主体の募集開始
平成 28 年 8 月	実施案及び事業実施主体の決定
平成 28 年 9 月	費用負担割合の決定
平成 28 年 10 月	広域系統整備計画の決定

7. その他

- ・ 概略所要工期は 7～11 年程度を目標とするため、提起者及び応募者の事業開始希望時期をすべて満たすことは困難な状況である。そこで、本機関は、前記 5. 記載の対策案と併行して、短工期で実現できる運用及び設備対策を検討したが、現時点では、有効な短工期対策を実施できるとの判断に至っていない。このような状況ではあるが、本機関としては、電気供給事業者から検討の申出があった場合には、それが恒久対策が講じられるまでの暫定運用であるとの前提で、別途、短工期対策の実施可能性について検討を行うこととする。
- ・ 工事概要等は、公募要領を踏まえて応募された実施案の評価により、基本要件から変更となる場合がある。

III. 広域系統整備の目的に照らした受益者の範囲

平成 27 年 8 月 12 日、経済産業省より、「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針（案）」（以下、「指針（案）」という。）について意見募集が開始され、平成 27 年 9 月 11 日に意見募集は終了している。

今後、意見募集の内容を踏まえ、経済産業省より「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」が公表されるものと考えられるが、今回の系統整備については、同指針に基づき、一般負担額・特定負担額を算出し費用負担割合を決定する。

この点、上記指針（案）によれば、増強により拡大した運用容量のうち、特定の電源からの送電のみを目的として運用される部分の提起者及び応募者からの応募量相当分については、受益の範囲に応じて一般負担額・特定負担額を算出し決定することとなる。なお、応募量を超えた運用容量拡大分については、新たに生じた空容量として扱うこととなり、現時点では電源を特定することはできないため、一般負担とする¹。

区分	受益者の範囲
特定負担	➤ 提起者及び応募者 ● 東北東京間連系線の利用を開始又は拡大しようとする事業者
一般負担	➤ 一般電気事業者 2 社（東北電力株式会社、東京電力株式会社） ● 供給信頼度の向上、既存設備の整備更新、設備のスリム化、取引活性化への寄与などの受益があるエリアの一般電気事業者

以 上

¹ 「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」が公表された際に、その内容について、意見募集案から変更があった場合には、公表後の指針に基づいて費用負担割合を決定するものとする。